

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 7 月 19 日

申請者 フリガナ
氏名又は名称 株式会社 MCTec

住所 大阪府東大阪市角田二丁目8番11号

代表者氏名 代表取締役 松島 幸雄

電話番号 072-911-4771

FAX番号

メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 4 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第10（水道法施行規則第34条関係）

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 6 年 7 月 18 日

届出者

氏名又は名称

株式会社 MCTec

住 所

〒578-0912 東大阪市角田2丁目8-11

代表者氏名

代表取締役 松島幸雄



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	エムシーテック 株式会社 MCTec		
住 所	〒578-0912 東大阪市角田2丁目8-11		
フリガナ 代表者の氏名	マツシマユキオ 代表取締役 松島幸雄		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
名称の変更	株式会社 松島水道設備	株式会社 MCTec	平成30年6月26日
住所の変更 (東京都と東大阪)	〒578-0912 東大阪市角田1丁目11-8 メイオグリーンF305	〒578-0912 東大阪市角田2丁目8-11	平成30年6月26日
電話・FAXの変更	06-7176-4401	072-911-4771	平成30年6月26日
取締役の追加 (役員の氏名)		取締役 松島幸雄 マツシマユキオ	平成30年6月26日

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 6 年 7 月 18 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者 氏名

株式会社 MCTec
〒578-0912 東大阪市角田2丁目8-11
代表取締役 松島幸雄

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府東大阪市角田二丁目8番11号
株式会社MC Tec

会社法人等番号	1220-01-013827	
商号	株式会社松島水道設備	
	株式会社MC Tec	平成30年 6月26日変更
		平成30年 6月28日登記
本店	<u>大阪府東大阪市角田一丁目11番8号メディオ</u> <u>グリシーナF305号室</u>	
	大阪府東大阪市角田二丁目8番11号	平成30年 6月26日移転
		平成30年 6月28日登記
公告をする方法	当会社の公告は、官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成19年10月29日	
目的	1. 上下水道設備工事 2. 排水浄化槽衛生設備工事 3. 冷暖房機器、貯水槽の設備工事 4. 建設業・土木建築工事 5. 前各号に付帯する一切の業務 平成30年 6月26日変更 平成30年 6月28日登記	
発行可能株式総数	200株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 20株	
資本金の額	金1000万円	平成30年 6月26日変更 平成30年 6月28日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式の譲渡又は取得については、株主又は取得者は株主総会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 松島幸雄	平成29年 6月30日重任 平成29年10月19日登記

大阪府東大阪市角田二丁目8番11号
株式会社MC Tec

	取締役 松島幸栄	平成30年 6月26日就任
		平成30年 6月28日登記
	大阪府東大阪市角田一丁目11番8-305号 <u>代表取締役</u> <u>松島幸雄</u>	平成29年 6月30日重任
		平成29年10月19日登記
	大阪府東大阪市角田二丁目8番11号 <u>代表取締役</u> <u>松島幸雄</u>	平成30年 6月25日住所 移転
		平成30年 6月28日登記
登記記録に関する 事項	設立	平成19年10月29日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局東大阪支局管轄)

令和6年 6月17日

大阪法務局東大阪支局

登記官

森 口 謙 和



株式会社 MC Tec 定款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、株式会社 MC Tec と称する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 上下水道設備工事
2. 排水浄化槽衛生設備工事
3. 冷暖房機器、貯水槽の設備工事
4. 建設業・土木建築工事
5. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東大阪市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、200株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当会社の株式の譲渡又は取得については、株主又は取得者は株主総会の承認を受けなければならない。

(株券の不発行)

第 7 条 当会社は、株式に係る株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 8 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 9 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 10 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 11 条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(株主総会決議事項)

第 13 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

(招集)

第 14 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第 15 条 株主総会を招集するには、株主総会の日の 3 日前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

- 2 前項の招集通知は、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、書面ですることを要しない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第 16 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数をもって決定し、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第 18 条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 19 条 株主が代理人をもつて議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 20 条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行つた取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第 4 章 取締役

(員数)

第 21 条 当会社の取締役は、5 名以内とする。

(選任及び解任の方法)

第 22 条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもつて行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の

任期の満了すべき時までとする。

(補欠取締役)

第 24 条 補欠の取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 回目に開催する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。

(社長及び代表取締役)

第 25 条 取締役が 2 名以上ある場合は、そのうち 1 名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

2 代表取締役を社長とし、会社の業務を執行する。

(業務執行の決定)

第 26 条 当会社の業務は、取締役の過半数をもって決定する。ただし、次の各号に定める事項については株主総会の決議を要する。

- 一 本店移転
- 二 支配人の選任及び解任
- 三 支店の設置、移転及び廃止

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 27 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 28 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録された株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

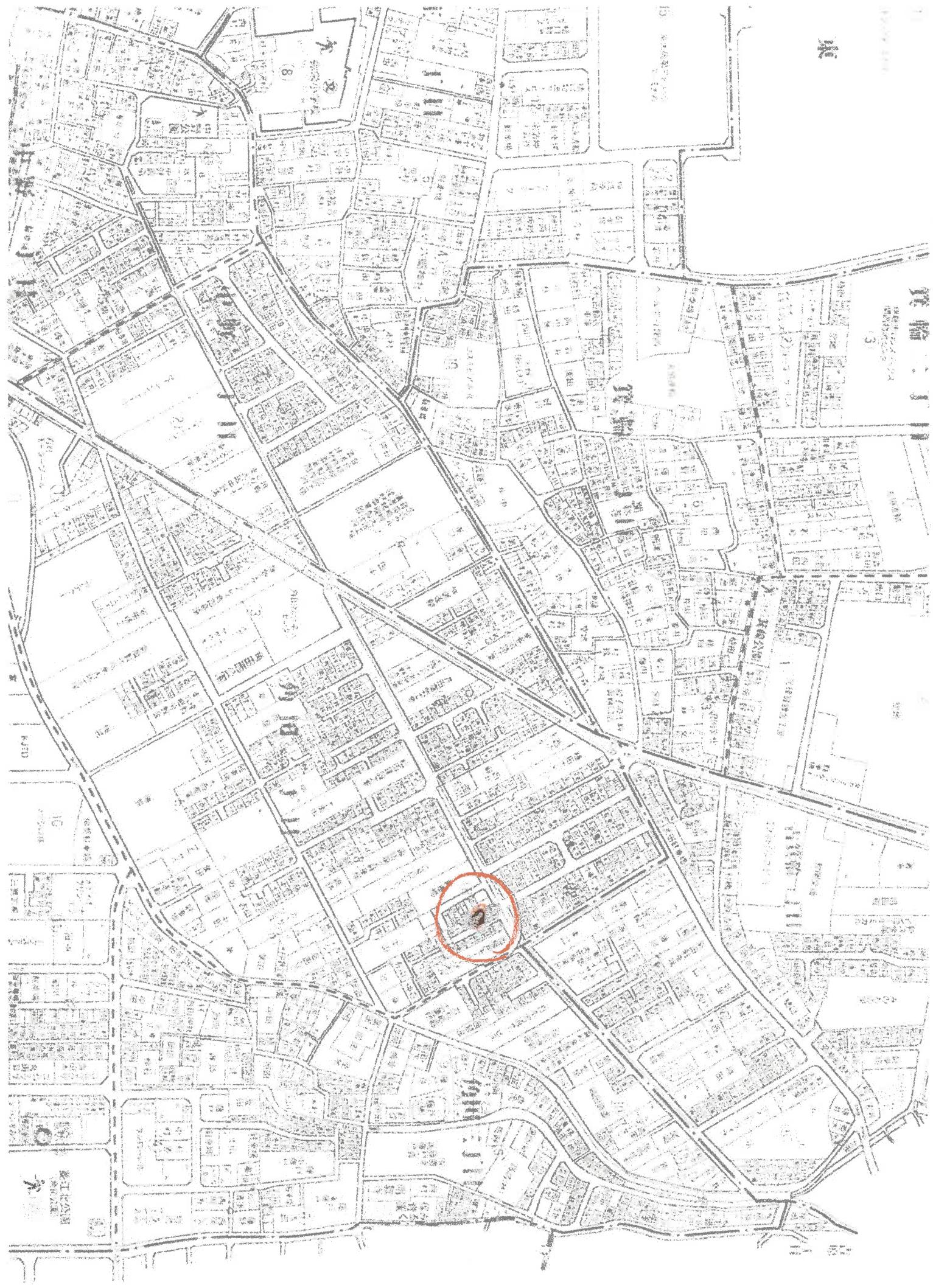
第 29 条 剰余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

令和 6 年 7 月 8 日

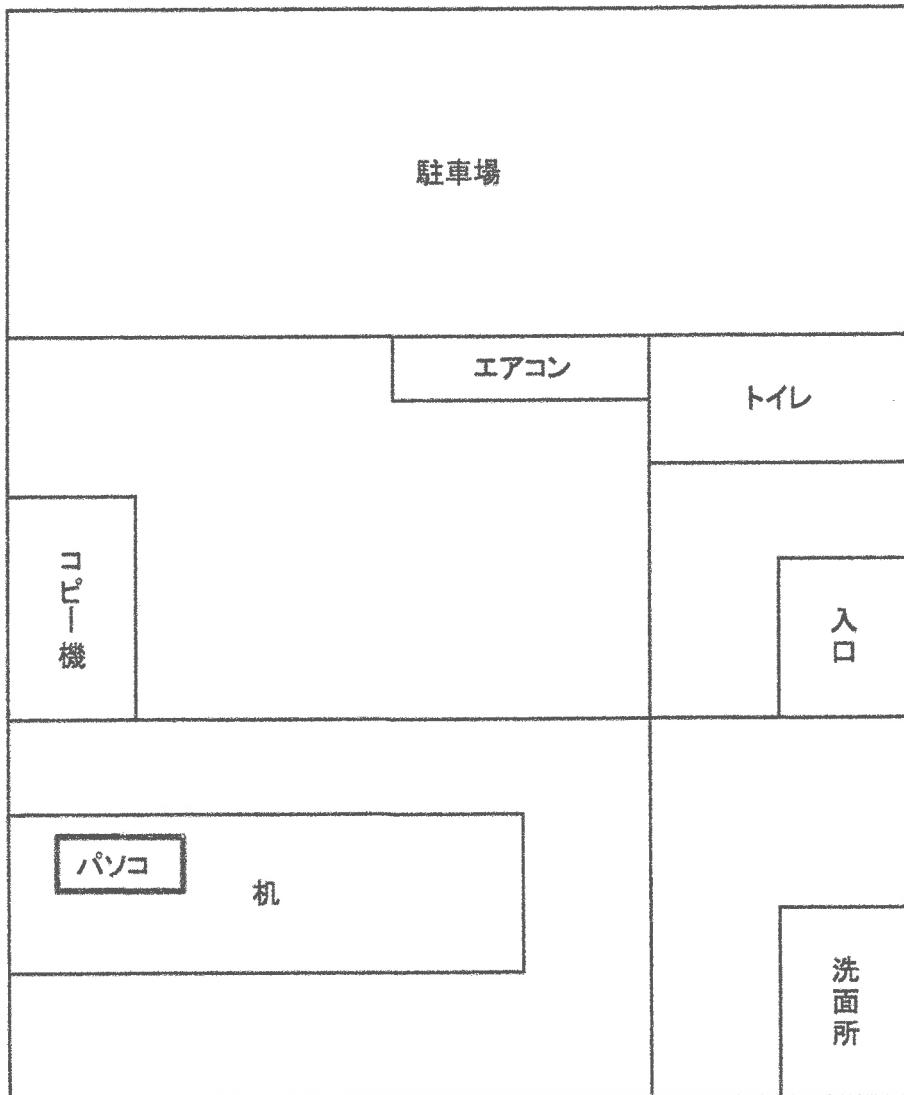
本定款は現行定款に相違ありません。

株式会社 M C T e c
〒578-0912 東大阪市角田2丁目8-1
代表取締役 松島幸雄

貿易



平面図







8-11



